

令和4年3月16日

四万十町議会議長 味元 和義 様

総務常任委員長 緒方 正綱



委員会審査報告書

本委員会に付託をされた議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案番号	議 案 名	審 査 の 結 果
令和3年 議案第108号	四万十町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例について	原案可決 (全会一致)

□総務常任委員会

令和4年第1回定例会 委員会審査経過報告書

審査日：令和4年1月28日（金）

令和3年議案第108号（令和3年12月15日付託）

- （1）件 名 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- （2）説 明 者 税務課長他1名（副課長）

（3）条例改正の内容

国民健康保険税額は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割）に応じて設定されており、その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税額の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられているが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額を軽減するものである。

軽減の対象は、国民健康保険に加入している世帯の未就学児

→ 対象者数：約100人（令和3年10月1日現在の未就学児保険者数）

当該未就学児に係る均等割額について、法定軽減後の5割を公費により軽減

→ 国及び地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

→ 対象保険税額見込：約170万円（うち町負担額は約25万円（令和4年度））
となっている。

総務常任委員会審査では、特に対象保険税見込額の算出根拠について、所管課に明確な根拠説明を求めた。

（4）審査内容

○説明資料の対象保険税見込額：約170万円に対する国負担額 $1/2 \div 85$ 万円
 $170 \text{ 万円} - 85 \text{ 万円} = 85 \text{ 万円}$ 85万円に対する町負担額 $1/4 \div 21.3$ 万円

○説明資料の町負担額約21.3万円と、予算見込み額25万円との差額

令和4年度における町負担額見込としている約25万円については、令和3年10月時点の課税額に伴う町負担分（約21万円）と、10月以降の出生や転入、社保からの切り替え等による新たな国保加入者に対する町負担額を約4万円と見込んで加えた数値となっている。

○10月以降の国保加入者の見込み人数を15人と想定し、町負担額が最大となる軽減なしと見込んで算出した約4万円を加えた数値を計上。

※ $2,800 \text{ 円（町負担最大額）} \times 15 \text{ 人} = 42,000 \text{ 円} \rightarrow \div 40,000 \text{ 円と試算。}$

※別添資料①参照

（5）審査結果

総務常任委員会に付託された、四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、その内容を審査した結果、可決すべきものと判断する。

議案第 108 号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 説明資料

【議案資料（抜粋）】

1. 現状及び見直しの趣旨

国民健康保険税額は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割）に応じて設定されており、その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税額の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられていますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額を軽減するものです。

2. 軽減措置

○対象は、国民健康保険に加入している世帯の未就学児

→対象者数：約 100 人（令和 3 年 10 月 1 日現在の未就学児保険者数）

○当該未就学児に係る均等割額について、法定軽減後の 5 割を公費により軽減

→国・地方の負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

→対象保険税額見込：約 170 万円（うち町負担額／約 25 万円（令和 4 年度））

【資料の根拠】

本資料は、令和 3 年 10 月 1 日現在の国保加入世帯における課税状況をもとに、未就学児の人数や公費負担分を算出しているものですが、軽減割合についてはそれぞれの世帯における総所得金額によって判定されるため、同じ人数でも課税額はそれぞれ違うこととなります。（軽減人数等は以下のとおり）

令和 4 年度における町負担額見込としている約 25 万円については、令和 3 年 10 月時点の課税額に伴う町負担分（約 21 万円）と、10 月以降の出生や転入、社保からの切り替え等による新たな国保加入者に対する町負担額を約 4 万円と見込んで加えた数値となります。

軽減区分	自己負担額	公費負担額	（うち町負担額）
対象外／53 人	1,187,200 円	593,600 円	148,400 円
2 割軽減／12 人	215,040 円	107,520 円	26,880 円
5 割軽減／14 人	156,800 円	78,400 円	19,600 円
7 割軽減／21 人	141,120 円	70,560 円	17,640 円
計	1,700,160 円	850,080 円	212,520 円

※令和 3 年 10 月以降の転入、出生、社保からの切り替え等を考慮し、約 4 万円